別添３

（４）障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業

①障害福祉サービス施設・事業所等

基準単価					
	分類	No	サービス名		
	通所系	1	療養介護	40人以下	20千円／事業所
		2		41人～60人	30千円／事業所
		3		61人以上	40千円／事業所
		4	生活介護		14千円／事業所
		5	自立訓練（機能訓練）		7千円／事業所
		6	自立訓練（生活訓練）		7千円／事業所
		7	就労移行支援		7千円／事業所
		8	就労継続支援Ａ型		7千円／事業所
		9	就労継続支援Ｂ型		7千円／事業所
		10	就労定着支援		3千円／事業所
		11	自立生活援助		3千円／事業所
		12	児童発達支援		7千円／事業所
		13	医療型児童発達支援		7千円／事業所
		14	放課後等デイサービス		7千円／事業所
	短期入所	15	短期入所		7千円／事業所
	入所・居住系	16	施設入所支援	40人以下	20千円／事業所
		17		41人～60人	30千円／事業所
		18		61人以上	40千円／事業所
		19	共同生活援助（介護サービス包括型）		7千円／事業所
		20	共同生活援助（日中サービス支援型）		7千円／事業所
		21	共同生活援助（外部サービス利用型）		7千円／事業所
		22	福祉型障害児入所施設	40人以下	20千円／事業所
		23		41人～60人	30千円／事業所
		24		61人以上	40千円／事業所
		25	医療型障害児入所施設	40人以下	20千円／事業所
		26		41人～60人	30千円／事業所
		27		61人以上	40千円／事業所
	訪問系	28	居宅介護		3千円／事業所
		29	重度訪問介護		3千円／事業所
		30	同行援護		3千円／事業所
		31	行動援護		3千円／事業所
		32	居宅訪問型児童発達支援		3千円／事業所
		33	保育所等訪問支援		3千円／事業所
	相談系	34	計画相談支援		3千円／事業所
		35	地域移行支援		3千円／事業所
		36	地域定着支援		3千円／事業所
		37	障害児相談支援		3千円／事業所
対象経費					・令和３年10月１日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用
助成額の算定					・施設・事業所ごとに、基準単価まで助成することができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※１　対象施設・事業所については、令和３年10月から12月までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
※２　多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
※３　療養介護、施設入所支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員については、助成の申請時点で判断する。
※４　以下に掲げる事業所・施設であって、令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和３年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

・療養介護
・医療型児童発達支援
・医療型障害児入所施設
・居宅介護（共生型・基準該当含む）
・重度訪問介護（共生型・基準該当含む）
・同行援護（基準該当含む）
・行動援護（基準該当含む）
・生活介護（共生型・基準該当）
・短期入所（共生型・基準該当）
・自立訓練（機能訓練）（共生型・基準該当）
・自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当）
・児童発達支援（共生型・基準該当）
・放課後等デイサービス（共生型・基準該当）

②都道府県

基準額	厚生労働大臣が必要と認める額
対象経費	本事業の実施及び指導監督等のために必要となる委託費、役務費、臨時雇用職員の人件費、需用費等
助成額の算定	1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。